

静岡県立大学短期大学部事故処理要領

(目的)

- 第1 この要領は、静岡県立大学短期大学部構内において事故（人身事故、恐喝、盗難、交通事故、火災又はこれらに類する事故をいう。以下同じ。）が発生した場合の処理手続を定め、もって円滑かつ迅速に事故の処理を行うことを目的とする。
- 2 この要領の実施に際しては、関係者の人命及び身体の安全と人権に配慮し、また、教育・研究を使命とする大学の機能に支障を来すことのないように留意しなければならない。

(責務)

- 第2 事故の発生を知った職員及び学生は、この要領に定めるところにより、適切な措置を取らなければならない。
- 2 事務部長は、事故に関し速やかに学長及び部長に報告し、迅速に事故の処理に当るものとする。

(対策委員会)

- 第3 学長は、発生した事故が重大なものと判断した場合には、次項に定める対策委員会を招集し、その対策を協議する。
- 2 対策委員会は、学長、部長、学生部長、附属図書館長、事務部長、事務部総務室長並びに発生した事故の種類及び状況に応じて委員長が必要と認める本学の職員をもって組織する。
- 3 対策委員会に委員長を置き、学長をもって充て、他の委員は、やむを得ない場合にあっては、代理を認めるものとする。
- 4 委員長不在の場合は、部長が代理するものとする。
- 5 対策委員会の協議事項の執行内容については、教授会に報告するものとする。

(事故の処理)

- 第4 就業時間内（休日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）において事故（第5及び第6に定める事故を除く。次項において同じ。）が発生した場合には、次の措置を取るものとする。
- (1) 事故の発生を知った学生は、速やかに事務部長又は職員に通報しなければならない。
 - (2) 事故の発生を知った職員は、速やかに事務部長に通報しなければならない。
 - (3) 連絡を受けた事務部長は、速やかに状況の把握に努め、適切な措置を取るものとする。
 - (4) 救急車の入構時には、総務室職員及び通報した職員は、現場に誘導し、立ち会うものとする。
 - (5) 事務部長は連絡を受けた事故に関し警察に通報する必要があると認め、部長の事前承認を得て、その立ち入りを要請した場合には、学長及び守衛室に、警察官の立ち入り及びその時間等を連絡するものとする。
 - (6) 前号の規定による警察官の職務執行については、部長、事務部長及び守衛が立ち会うものとする。
- 2 就業時間外（就業時間内以外の日及び時間をいう。以下同じ。）に事故が発生した場合には、次の

措置を取るものとする。

- (1) 事故の発生を知った職員及び学生は、速やかに守衛室に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた守衛は、速やかに現場を確認し、状況を把握するとともに、事務部長に連絡するものとする。
- (3) 連絡を受けた事務部長は、速やかに適切な措置を取るものとし、警察への通報を必要と認めたときは、前項第5号の規定を準用する。
- (4) 守衛は、警察官又は救急車が入構するときは、現場に誘導し、通報した職員とともに立ち会うものとする。

(緊急時の特例措置)

第5 就業時間内において特に緊急の措置を要する事故（火災の場合を除く。次項において同じ。）の発生を知った職員は、第1号又は第2号の措置を取ることができる。この場合、当該職員は、速やかに部長及び事務部長に通報するものとし、通報を受けた事務部長は速やかに守衛室に連絡するものとする。

- (1) 恐喝や暴力等を伴う事故が発生し、生命に危険が及び、又は身体に重大な危険が及び、若しくは及びつつあるときは、速やかに警察に通報するものとする。
- (2) 速やかな医療措置が必要とされるときは、直ちに救急車の出動を要請するものとする。
- (3) 救急車の入構時には、総務室職員及び通報した職員は現場に誘導し、立ち会うものとする。
- (4) 警察官の入構時には、部長、事務部長及び守衛が立ち会うものとする。

(火災の場合)

第6 就業時間内に火災が発生した場合には、次の措置を取るものとする。

- (1) 火災の発生を知った学生は、初期消火に努め、事務部長又は職員に通報する者とする。
- (2) 火災の発生を知った職員は、初期消火に努め、事務部長及び防災センターに通報し、状況によっては消防署へ通報するものとする。
- (3) 職員は、直ちに現場におもむき、通報者等と初期消火に努め、消防署へ未報のときは、状況によっては消防署へ通報するものとする。
- (4) 事務部長は、消防署に通報したときは、学長、部長及び守衛室に消防車及び警察官が入構する旨の連絡をするとともに、部長及び守衛とともに現場に立ち会うものとする。
- (5) 火災報知機が作動したときは、防災センター職員は、守衛とともに直ちに当該現場を確認し、状況によっては消防署へ通報し、初期消火に努めるとともに、部長及び事務部長への連絡並びに消防車及び警察官の入構時の現場誘導を行い、部長及び事務部長とともに立ち会うものとする。

2 就業時間外に火災が発生した場合には、次の措置を取るものとする。

- (1) 火災の発生を知った職員及び学生は、初期消火に努め、守衛室及び防災センターに通報し、状況によっては消防署へ通報するものとする。
- (2) 通報を受けた守衛は、部長及び事務部長に連絡するとともに、消防車及び警察官が入構するときは現場に誘導し、通報した教職員及び防災センター職員とともに立ち会うものとする。
- (3) 火災報知機が作動したときは、防災センター職員は、守衛室に連絡し、守衛とともに直ちに当

該現場を確認し、状況によっては消防署へ通報し、初期消火に努めるとともに、部長及び事務部長への連絡並びに消防車及び警察官の入構時の現場誘導を行い、立ち会うものとする。

(被害者及び目撃者による通報)

第7 就業時間内において、事故の被害者及び目撃者が直接に警察又は消防署に通報した場合には、第4から第6までの規定にかかわらず、次の措置を取るものとする。

- (1) 警察又は消防署から入構の連絡を受けた職員等は、その旨を部長及び事務部長に通報するものとし、通報を受けた事務部長は、速やかに守衛室に連絡するものとする。
- (2) 救急車の入構時には、総務室職員は現場に誘導し、立ち会うものとする。
- (3) 警察官の入構時には、部長、事務部長及び守衛が立ち会うものとする。

2 就業時間外において、事故の被害者及び目撃者が直接に警察又は消防署に通報した場合、守衛は、部長及び事務部長に連絡するとともに、入構する警察官及び消防車を現場に誘導し、これに立ち会うものとする。

(事故処理の報告)

第8 部長は、所定の様式により、事故の処理について学長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。